参考１

「測量の日」について

１．制　定

測量法が昭和２４年６月３日に公布され、平成元年に満４０年を迎えたことを機会に、測量の意義及び重要性に対する国民の理解と関心を高めることを目的として、６月３日を「測量の日」として制定しました。

２．活　動

測量の日を制定した平成元年以降、毎年６月３日を中心に(国土地理院行事)「地図と測量の科学館を中心とした特別企画展」「国土地理院報告会」「日本水準原点をはじめとする各種施設公開」等の測量と地図に関する情報と知識を国民に啓発する運動を広範に展開しています。

また、地方公共団体、関係団体等においても幅広く「測量の日」を中心とした行事を推進しています。

３．実施体制

（１）主　唱

国土交通省

（２）推進機関

国土交通省
地方公共団体
測量の日実行委員会
その他関係団体